

## 4. 手当・年金等について

### 5) 国民年金(障害基礎年金)

障害基礎年金は、以下の 1.から 3.までの 3つの条件を満たしたときに支給されます。

《対象》

1. 障がいの原因となった病気・けがのため初めて医師の診療を受けた日(「初診日」といいます)において、次のア、イ、ウのいずれかに該当していること

ア.20歳以上 65歳未満で国民年金に加入中である

イ.60歳以上 65歳未満で国内に在住している(老齢基礎年金繰上げ受給者を除く)

ウ.20歳未満である

2. 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの全被保険者期間のうち、保険料納付済期間と、免除期間を合算した期間が、3分の2以上になっていること(平成28年3月31日までは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの、直前の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています)

3. 初診日から1年6ヶ月を経過した日において、国民年金法施行令で定める程度の重度の障害に該当していること(1年6ヶ月を経過した日において、国民年金法施行令で定める程度の障害に該当しなかったとしても、その後65歳に達する日の前日までに障害が重くなった場合は、65歳に達する日の前日までに年金を請求することができます)

(注)他の年金を受けられるときは、選択による受給制限があります。また、20歳より前に初診日がある場合は、保険料納付の要件はありませんが、本人所得による受給の制限があります。

《手続き》

初診日が、第1号被保険者期間内、20歳未満、60歳以上 65歳未満にあるときは市役所国民年金係、第3号被保険者期間内にあたる場合は室蘭年金事務所で手続きすることになります。詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

**【担当】洞爺湖町役場 住民課住民・戸籍年金グループ 電話 74-3002**